

## 第三セクターに関する指針に基づく経営健全化の検討・方針策定の必要性について

### (1) 経営健全化の検討・方針策定

市長は、次の「(2)経営健全化の検討・方針策定の判断基準」に該当する対象法人について、速やかに抜本的改革を  
含む経営健全化を検討し、法人ごとに経営健全化方針を策定する。

### (2) 経営健全化の検討・方針策定の判断基準

以下各号いずれかに該当する法人

- (1) 債務超過にある法人
- (2) 実質的（事業内容に応じ時価で評価した場合）に債務超過にある法人
- (3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が市の実質赤字の  
早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達している法人
- (4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる法人、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなった  
と認められる法人
- (5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められる法人
- (6) その他、経営収支など当該法人の経営状況を勘案し、経営健全化の取組が必要と認められる法人

### ※ 参考（評価の対象とならない法人）

- ①公益社団法人水産加工排水公社
- ②石巻魚市場株式会社
- ③株式会社石巻青果
- ④牡鹿産業株式会社
- ⑤株式会社元氣いしのみまき

# 第三セクターの経営状況に伴う経営健全化の検討・方針策定の必要性について

No.	法人名	担当部署	判断基準 抜本的改革を含む経営健全化が必要なおそれのある法人						経営健全化の後 討・方針策定の必 要性
			(1) 債務超過にあるこ と	(2) 実質的に債務超過 にあること	(3) 市が第三セクター に対して行う損失 補償、債務保証及び 短期貸付けの標準 財政規模に対する 比率が市の実質赤 字の早期健全化基 準の水準（標準財政 規模と比較して 11.25～15%）に達 していること	(4) 公益性、公益性の喪 失若しくは著しい 低下が認められる、 又は「存続の前提と なる条件」を満たさ なくなると認め られること	(5) 他の事業手法と比 べ費用対効果が乏 しいと認められる こと	(6) その他、経営健全化 の取り組みが必要 と認められること の理由があること	
1	公益財団法人石巻地域高等 教育事業団	総務部総務課	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	無
2	株式会社かほく・上品の郷	河北総合支所 地域振興課	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	無
3	一般社団法人おしかバブリ ックサービス	社蔵総合支所 地域振興課	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	無
4	公益財団法人慶長遣欧使節 船協会	産業部観光課	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	無
5	一般財団法人石巻地区勤労 者福祉サービスセンター	産業部商工課	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	無
6	株式会社街づくりまんなほう	産業部商工課	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	無
7	公益財団法人石巻市芸術文 化振興財団	教育委員会 生涯学習課	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	無
8	石巻産業創造株式会社	産業部 産業推進課	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	無
9	網地島ライン株式会社	復興政策部 地域振興課	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	無

## 経営健全化の検討・方針策定の必要性について（令和元年度）

法人名	公益財団法人石巻地域高等教育事業団
担当部・課	総務部総務課

### 判断基準

抜本的改革を含む経営健全化が必要なおそれのある法人（以下各号いずれかに該当した場合）

- (1) 債務超過にある法人
- (2) 実質的（事業内容に応じ時価で評価した場合）に債務超過にある法人
- (3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達している法人
- (4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる法人、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められる法人
- (5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められる法人
- (6) その他、経営収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要と認められる法人

(1) 債務超過にあること （該当  非該当  ）

	H28	H29	H30
総資産	141,767	140,399	139,088
負債	21	21	16
正味財産・純資産	141,746	140,378	139,072

※単位：千円

(2) 実質的に債務超過にあること

所管部評価

（該当  非該当  ）

(3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達していること

（該当  非該当  ）

（損失補償・債務保証付債務残高＋短期貸付金）÷ 標準財政規模 = 損失補償及び短期貸付等比率

（  ） ÷ 39,387,066 (H29) =  < 11.25%

※単位：千円

(4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められること

所管部評価

（該当  非該当  ）

(5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められること

所管部評価

（該当  非該当  ）

(6) その他、経営健全化の取り組みが必要と認められる相当の理由があること

所管部評価

（該当  非該当  ）

経営健全化の検討・方針策定の必要性

有  無

## 経営健全化の検討・方針策定の必要性について（令和元年度）

法人名	株式会社かほく・上品の郷
担当部・課	河北総合支所 地域振興課

### 判断基準

抜本的改革を含む経営健全化が必要なおそれのある法人（以下各号いずれかに該当した場合）

- (1) 債務超過にある法人
- (2) 実質的（事業内容に応じ時価で評価した場合）に債務超過にある法人
- (3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達している法人
- (4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる法人、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められる法人
- (5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められる法人
- (6) その他、経営収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要と認められる法人

(1) 債務超過にあること （該当  非該当  ）

	H28	H29	H30
総資産	283,219	266,196	205,904
負債	126,097	124,456	82,344
正味財産・純資産	157,122	141,740	123,560

※単位：千円

(2) 実質的に債務超過にあること

所管部評価

（該当  非該当  ）

(3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達していること

（該当  非該当  ）

（損失補償・債務保証付債務残高＋短期貸付金）÷ 標準財政規模 = 損失補償及び短期貸付等比率

（  ） ÷ 39,387,066 (H29) =  < 11.25%

※単位：千円

(4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められること

所管部評価

（該当  非該当  ）

(5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められること

所管部評価

（該当  非該当  ）

(6) その他、経営健全化の取り組みが必要と認められる相当の理由があること

所管部評価

（該当  非該当  ）

経営健全化の検討・方針策定の必要性

有  無

## 経営健全化の検討・方針策定の必要性について（令和元年度）

法人名	一般社団法人おしかパブリックサービス
担当部・課	牡鹿総合支所地域振興課

### 判断基準

抜本的改革を含む経営健全化が必要なおそれのある法人（以下各号いずれかに該当した場合）

- (1) 債務超過にある法人
- (2) 実質的（事業内容に応じ時価で評価した場合）に債務超過にある法人
- (3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達している法人
- (4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる法人、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められる法人
- (5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められる法人
- (6) その他、経営収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要と認められる法人

(1) 債務超過にあること（該当  非該当 ）

	H28	H29	H30
総資産	20,337	27,669	28,336
負債	11,294	16,914	16,856
正味財産・純資産	9,043	10,755	11,480

※単位：千円

(2) 実質的に債務超過にあること

所管部評価

（該当  非該当 ）

債務超過に陥ることなく、黒字経営を継続しており、経営安定性は高い。

(3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達していること

（該当  非該当 ）

（損失補償・債務保証付債務残高＋短期貸付金）÷ 標準財政規模 = 損失補償及び短期貸付等比率

（ 0 ） ÷ 39,387,066（H29） = 0.00% < 11.25%

※単位：千円

(4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められること

所管部評価

（該当  非該当 ）

地域の雇用確保や公共事業実施に係る地域の特殊事情への精通、災害等における緊急事業の委託など存続の必要性は高い。

(5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められること

所管部評価

（該当  非該当 ）

市からの財政・金融支援を受けておらず、また牡鹿地区の公共サービスを担っており、雇用の創出と地域の生活環境整備に大きく貢献している。

(6) その他、経営健全化の取り組みが必要と認められる相当の理由があること

所管部評価

（該当  非該当 ）

財務状態は良好であり、安定した経営を継続していることから、事業者は健全な経営に努めていると認められる。

経営健全化の検討・方針策定の必要性

有  無

## 経営健全化の検討・方針策定の必要性について（令和元年度）

法人名	公益財団法人慶長遣欧使節船協会
担当部・課	産業部観光課

### 判断基準

抜本的改革を含む経営健全化が必要なおそれのある法人（以下各号いずれかに該当した場合）

- (1) 債務超過にある法人
- (2) 実質的（事業内容に応じ時価で評価した場合）に債務超過にある法人
- (3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達している法人
- (4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる法人、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められる法人
- (5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められる法人
- (6) その他、経営収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要と認められる法人

(1) 債務超過にあること （該当  非該当  ）

	H28	H29	H30
総資産	1,232,204	1,253,686	1,282,023
負債	13,776	13,604	28,625
正味財産・純資産	1,218,428	1,240,082	1,253,398

※単位：千円

(2) 実質的に債務超過にあること

所管部評価

（該当  非該当  ）

該当なし

(3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達していること

（該当  非該当  ）

（損失補償・債務保証付債務残高＋短期貸付金）÷ 標準財政規模 = 損失補償及び短期貸付等比率

（  ） ÷ 39,387,066（H29） =  < 11.25%

※単位：千円

(4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められること

所管部評価

（該当  非該当  ）

該当なし

(5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められること

所管部評価

（該当  非該当  ）

該当なし

(6) その他、経営健全化の取り組みが必要と認められる相当の理由があること

所管部評価

（該当  非該当  ）

該当なし

経営健全化の検討・方針策定の必要性

有  無

## 経営健全化の検討・方針策定の必要性について（令和元年度）

法人名	一般財団法人石巻地区 勤労者福祉サービスセンター
担当部・課	産業部 商工課

### 判断基準

抜本的改革を含む経営健全化が必要なおそれのある法人（以下各号いずれかに該当した場合）

- (1) 債務超過にある法人
- (2) 実質的（事業内容に応じ時価で評価した場合）に債務超過にある法人
- (3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達している法人
- (4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる法人、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められる法人
- (5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められる法人
- (6) その他、経営収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要と認められる法人

(1) 債務超過にあること （該当  非該当  ）

	H28	H29	H30
総資産	61,548	63,071	63,603
負債	2,345	2,873	3,018
正味財産・純資産	59,203	60,198	60,585

※単位：千円

(2) 実質的に債務超過にあること

所管部評価

（該当  非該当  ）

該当なし

(3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達していること

（該当  非該当  ）

（損失補償・債務保証付債務残高＋短期貸付金）÷ 標準財政規模 = 損失補償及び短期貸付等比率

（  ） ÷ 39,387,066（H29） =  < 11.25%

※単位：千円

(4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められること

所管部評価

（該当  非該当  ）

該当なし

(5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められること

所管部評価

（該当  非該当  ）

該当なし

(6) その他、経営健全化の取り組みが必要と認められる相当の理由があること

所管部評価

（該当  非該当  ）

該当なし

経営健全化の検討・方針策定の必要性

有  無

## 経営健全化の検討・方針策定の必要性について（令和元年度）

法人名	株式会社街づくりまんぼう
担当部・課	産業部商工課

### 判断基準

抜本的改革を含む経営健全化が必要なおそれのある法人（以下各号いずれかに該当した場合）

- (1) 債務超過にある法人
- (2) 実質的（事業内容に応じ時価で評価した場合）に債務超過にある法人
- (3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達している法人
- (4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる法人、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められる法人
- (5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められる法人
- (6) その他、経営収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要と認められる法人

(1) 債務超過にあること（該当  非該当 ）

	H28	H29	H30
総資産	141,680	146,112	155,343
負債	29,486	30,189	34,901
正味財産・純資産	112,194	115,923	120,442

※単位：千円

(2) 実質的に債務超過にあること

所管部評価

（該当  非該当 ）

対象外

(3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達していること

（該当  非該当 ）

（損失補償・債務保証付債務残高＋短期貸付金）÷ 標準財政規模 = 損失補償及び短期貸付等比率

（  ） ÷ 39,387,066（H29） =  < 11.25%

※単位：千円

(4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められること

所管部評価

（該当  非該当 ）

対象外

(5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められること

所管部評価

（該当  非該当 ）

対象外

(6) その他、経営健全化の取り組みが必要と認められる相当の理由があること

所管部評価

（該当  非該当 ）

対象外

経営健全化の検討・方針策定の必要性

有  無

## 経営健全化の検討・方針策定の必要性について（令和元年度）

法人名	公益財団法人石巻市芸術文化振興財団
担当部・課	石巻市教育委員会生涯学習課

### 判断基準

抜本的改革を含む経営健全化が必要なおそれのある法人（以下各号いずれかに該当した場合）

- (1) 債務超過にある法人
- (2) 実質的（事業内容に応じ時価で評価した場合）に債務超過にある法人
- (3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達している法人
- (4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる法人、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められる法人
- (5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められる法人
- (6) その他、経営収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要と認められる法人

(1) 債務超過にあること （該当  非該当  ）

	H28	H29	H30
総資産	218,163	224,911	223,045
負債	41,433	38,957	40,569
正味財産・純資産	176,730	185,954	182,476

※単位：千円

(2) 実質的に債務超過にあること

所管部評価

（該当  非該当  ）

(3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達していること

（該当  非該当  ）

（損失補償・債務保証付債務残高＋短期貸付金）÷ 標準財政規模 = 損失補償及び短期貸付等比率

（  ） ÷ 39,387,066 (H29) =  < 11.25%

※単位：千円

(4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められること

所管部評価

（該当  非該当  ）

(5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められること

所管部評価

（該当  非該当  ）

(6) その他、経営健全化の取り組みが必要と認められる相当の理由があること

所管部評価

（該当  非該当  ）

経営健全化の検討・方針策定の必要性

有  無

## 経営健全化の検討・方針策定の必要性について（令和元年度）

法人名	石巻産業創造株式会社
担当部・課	産業部産業推進課

### 判断基準

抜本的改革を含む経営健全化が必要なおそれのある法人（以下各号いずれかに該当した場合）

- (1) 債務超過にある法人
- (2) 実質的（事業内容に応じ時価で評価した場合）に債務超過にある法人
- (3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達している法人
- (4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる法人、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められる法人
- (5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められる法人
- (6) その他、経営収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要と認められる法人

(1) 債務超過にあること （該当  非該当  ）

	H28	H29	H30
総資産	771,794	782,176	777,200
負債	20,973	29,095	22,490
正味財産・純資産	750,821	753,081	754,710

※単位：千円

(2) 実質的に債務超過にあること

所管部評価

（該当  非該当  ）

対象外

(3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達していること

（該当  非該当  ）

（損失補償・債務保証付債務残高＋短期貸付金）÷ 標準財政規模 = 損失補償及び短期貸付等比率

（  ） ÷ 39,387,066 (H29) =  < 11.25%

※単位：千円

(4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められること

所管部評価

（該当  非該当  ）

対象外

(5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められること

所管部評価

（該当  非該当  ）

対象外

(6) その他、経営健全化の取り組みが必要と認められる相当の理由があること

所管部評価

（該当  非該当  ）

対象外

経営健全化の検討・方針策定の必要性

有  無

## 経営健全化の検討・方針策定の必要性について（令和元年度）

法人名	網地島ライン株式会社
担当部・課	復興政策部地域振興課

### 判断基準

抜本的改革を含む経営健全化が必要なおそれのある法人（以下各号いずれかに該当した場合）

- (1) 債務超過にある法人
- (2) 実質的（事業内容に応じ時価で評価した場合）に債務超過にある法人
- (3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達している法人
- (4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる法人、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められる法人
- (5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められる法人
- (6) その他、経営収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要と認められる法人

(1) 債務超過にあること（該当  非該当 ）

	H28	H29	H30
総資産	216,974	294,432	366,825
負債	184,127	231,947	276,332
正味財産・純資産	32,847	62,485	90,493

※単位：千円

(2) 実質的に債務超過にあること

所管部評価

（該当  非該当 ）

(3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達していること

（該当  非該当 ）

（損失補償・債務保証付債務残高＋短期貸付金）÷ 標準財政規模 = 損失補償及び短期貸付等比率

（  ） ÷ 39,387,066（H29） =  < 11.25%

※単位：千円

(4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められること

所管部評価

（該当  非該当 ）

(5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められること

所管部評価

（該当  非該当 ）

(6) その他、経営健全化の取り組みが必要と認められる相当の理由があること

所管部評価

（該当  非該当 ）

経営健全化の検討・方針策定の必要性

有  無